

は じ め に

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条第1項において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられております。

そのため、本町においても、町民に対する説明責任を果たすとともに、効果的で町民に信頼される教育行政を推進することを目的とし、教育委員会が自ら立てた基本方針に沿って、具体的な教育行政が執行されているかどうかについて点検と評価を実施いたしましたので、その結果に関する報告書を公表いたします。

1 点検と評価の対象

令和4年度に三次改訂した「教育行政のスキーム」を基軸とした「令和5年度教育行政執行方針」に基づく施策、事業等の推進状況、実施結果を対象として点検と評価を実施しました。

2 学識経験者の知見の活用

地教行法第26条第2項の規定による学識経験者の知見の活用については、教育委員会の活動状況の点検と評価の客観性を確保する観点から、教育委員会が行った点検と評価について、教育に関し学識経験を有する方から意見等を聴取する機会を設けることとしました。

北海道教育大学副学長 玉 井 康 之 氏

3 活動状況の点検と評価の項目

◎学校教育の充実

- (1) 実社会で生きる実践的な力の育成
- (2) 豊かな心と健やかな体の育成
- (3) 信頼される学校づくりの推進
- (4) 地域全体で子どもを守り育てる体制づくりの推進

◎社会教育の充実

- (1) 生涯学習を推進する実践活動の展開
- (2) 社会教育活動の充実
- (3) 文化芸術活動と郷土芸能の振興
- (4) スポーツ活動の振興
- (5) 社会教育施設の整備・充実

4 事業の評価の判断基準

必要性・効率性・有効性・公平性・優先性等の観点から、その達成度を総合的に判断して評価し4段階でランク付けを行いました。

4：想定した以上に達成・想定した以上に順調に進捗

3：想定どおり達成・概ね順調に進捗

2：一定の成果があがっているが、一部については想定どおり達成できなかった・進捗にやや遅れが見られる

1：想定どおりには達成できなかった・想定したとおりには進捗していない

5 施策評価の判断基準

各施策に係る事業の評価を合計した結果の平均から判断しました。

A：3.4～4.0

B：2.6～3.3

C：1.8～2.5

D：1.0～1.7

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋】

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。

(6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

(3項 略)